

令和3年度
今治市青少年問題協議会

日 時 令和3年11月25日(木) 15時00分
会 場 今治市役所 第3別館 2階会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶

今治市青少年問題協議会

会長 今治市教育長 田坂 敏

- 3 委員紹介

- 4 協議事項

- (1) 街頭補導・相談状況について(青少年センター)
- (2) 少年非行の概況について(今治警察署)
- (3) 青少年健全育成について(青少年センター)
- (4) 小中学校におけるいじめの現状について(学校教育課)
- (5) その他

- 5 閉会

目 次

今治市青少年問題協議会委員名簿	…… 1
今治市青少年センター 補導状況	…… 2, 3
今治市青少年センター 相談事業受理状況	…… 4
今治市青少年センター 青少年健全育成事業	…… 5
小中学校におけるいじめの現状	…… 6
今治市青少年問題協議会条例	…… 7
地方青少年問題協議会法	…… 8

今治市青少年問題協議会委員名簿

役職名	氏 名	区 分	関係機関団体役職名
会長	田 坂 敏	関係行政機関の職員	今治市教育委員会教育長
委員	高 橋 良 作	関係行政機関の職員	今治警察署長
〃	向 井 誠 二	関係行政機関の職員	今治地区高等学校等 生徒指導連絡協議会会長
〃	木 村 勝 也	関係行政機関の職員	今治市小中学校長会 生徒指導部長
〃	谷 川 勝 美	学 識 経 験 者	今治地区保護司会副会長
〃	黒 瀬 太 樹	学 識 経 験 者	今治青年会議所理事長
〃	山 本 勇	学 識 経 験 者	今治市連合自治会副会長
〃	菊 池 千 恵	学 識 経 験 者	今治市民生児童委員協議会理事
〃	八 木 正 史	学 識 経 験 者	今治市PTA連合会副会長
〃	森 田 悦 子	学 識 経 験 者	今治市連合婦人会副会長
〃	岡 田 泰 司	学 識 経 験 者	今治市青少年補導委員会会長
〃	村 上 正 親	学 識 経 験 者	今治市青少年団体連絡協議会会長
任 期	令和2年11月1日～令和4年10月31日 (交替の場合は前任者の残任期間)		

今治市青少年センター補導状況

1 実施状況 令和3年度(4/1~10/31)

(人)

区 分		午 前		午 後		夜 間		計	
		本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年
中央補導	一 般	31	39	137	130	208	241	376	410
	学 校			57	123	29	33	86	156
	教育事務所								
海 岸 巡 視		40	22	40	18			80	40
地 区 内 補 導		61	93	115	157	381	575	557	825
小 計		132	154	349	428	618	849	1,099	1,431
警 察									
事 務 局		269	278	270	288	46	58	585	624
合 計		401	432	619	716	664	907	1,684	2,055

(回)

出務回数	海 岸	20	11	20	9			40	20
	地 区 内	13	15	23	33	59	88	95	136
	中央補導	132	141	150	178	24	29	306	348
	計	165	167	193	220	83	117	441	504

(日)

実施日数	海 岸	12	7	13	7			19	9
	地 区 内	10	11	22	32	36	65	60	90
	中央補導	132	141	135	139	24	29	137	141
補導実施日数		146	153	146	151	52	83	161	169

2 「愛の一声」 をかけたもの

令和3年度 (4/1~10/31)

(人)

区 分	小学生		中学生		高校生		その他		合計		
	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	
行為											
金品持出し											
金銭濫費											
盛り場徘徊											
夜遊び											
不健全 全娛樂	ゲーム機等	9	10	213	184					222	194
	パチンコ										
	薬物・乱用 および飲酒										
不良交友											
危険水泳具											
危険な遊び		7	8	65	30	28			38	100	
危険個所出入り											
自転車危険運転 (並進・ノーヘル・右側通行等)	1		21	29	44	37			66	66	
自転車二人乗り			2	4	2	3			4	7	
自転車無灯火						3				3	
信号無視 携帯しながら運転			1		4				5		
喫煙					1				1		
喫茶店出入り											
怠学(怠業)		1	5		3	18			8	19	
合計	10	18	250	282	84	89			344	389	

3 今治市青少年センター相談事業受理状況

令和3年度 (4/1~10/31)

① 相談方法別

区 分	本年度累計					前年度同期			
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計
電 話	4	2	4	3	13	4	3	1	8
メール相談		6		1	7				0
来 所	1		1		2			1	1
訪 問					0				0
合 計	5	8	5	4	22	4	3	2	9

いじめ(再掲)

区 分	本年度累計					前年度同期			
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計
電 話	2				2				0
メール相談					0				0
来 所					0				0
訪 問					0				0
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0

② 相談者別

区 分	本年度累計					前年度同期			
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計
本 人	3	7	2	4	16	2	1	1	4
家 族	2	1	3		6	2	2	1	5
学 校					0				0
その他					0				0
合 計	5	8	5	4	22	4	3	2	9

いじめ(再掲)

区 分	本年度累計					前年度同期			
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計
本 人					0				0
家 族	2				2				0
学 校					0				0
その他					0				0
合 計	2	0	0	0	2	0	0	0	0

③ 相談内容別

区 分	本年度累計					前年度同期								
	小	中	高	不明	計	小	中	高	計					
家庭	しつけ・虐待								0	1	1	2		
	親子・家族関係								1	1				
	家庭内暴力								0					
学校内外	不登校					1	1	2		4		1	1	2
	いじめ					2				2				
	ネット被害									0				
	人間関係					2	1		2	5	2		2	
	学習・進路・適性						1	1		2				
	学校・教師への不信・不満									0				
	詐欺・ストーカー									0				
非行等	喫煙・薬物									0				
	家出・外泊									0				
	不良交友									0				
	窃盗・万引き									0				
	異性交遊									0				
思春期	健康・心身						5	2	1	8		1	1	2
	性問題									0				
社会	仕 事									0				
	有料・有害サイト									0	1		1	
その他									0					
合 計					5	8	5	4	22	4	3	2	9	

青少年健全育成事業

(1) 児童生徒健全育成地域活動事業

市内中学校区を活動単位として、小・中学校及びP T A等が一体となり、その校区の実情に即した研修活動、教育相談活動、地域巡回指導活動、啓蒙活動を行い、児童生徒の健全育成を図った。

(2) 今治市青少年健全育成推進事業

青少年健全育成を目的とした社会教育関係の団体等が事業を実施するものに対し、その必要経費の一部を助成し、事業を推進した。

(3) 三団合同入団式の開催 令和3年5月16日(中止)

新入団員数	ガールスカウト	3名
	海洋少年団	0名
	ボーイスカウト	12名
	計	15名

(4) 水の事故防止運動

「子どもを水の事故から守る運動」打ち合わせ会の開催
令和3年6月30日
危険箇所の点検、旗立て、リーフレット、海水浴場の巡視

(5) あたたかい家庭づくり運動

毎月第3日曜日を家庭の日として、家族で話し合いの場を持つなどあたたかい家庭づくり運動を展開した。(広報いまばり11月号に掲載)

※あたたかい家庭づくり運動/児童・生徒作品展(前年度)
令和3年3月6・7日 旧今治小学校屋内運動場
総数703点

(6) 青少年の自覚を高める運動(少年式)

令和3年2月3日(中学2年生)(前年度)

小中学校におけるいじめの現状

1 いじめの認知件数

	小学校	中学校
令和元年度	27 件	9 件
令和2年度	42 件	13 件

令和2年度内解消	40 件	11 件
----------	------	------

全体での解消率 約 93 %

※ 本年度 10 月末現在の状況

	小学校	中学校
令和2年度	30 件	4 件
令和3年度	22 件	5 件

現在の解消率 約 78 %

※ いじめの認知件数が、令和元年度からは増加している。

- ・ 学校が些細なことでも積極的にいじめ事案として報告している。
- ・ 教職員やハートなんでも相談員、SC、SSWなどによる積極的な相談活動や月末の悩み調査などの充実

SC相談件数 (R2 年度) 小学校 25 件 中学校 1605 件

SSW相談件数 (R2 年度) 小学校 18 件 中学校 25 件

ハートなんでも相談件数 (R2 年度) . . . 小学校 5094 件 中学校 286 件

【主な相談内容】

- 友人関係について (いじめ事案も含む)
- 家庭環境について
- 不登校について
- 学業・進学について

2 いじめ発見の主なきっかけ

小学校	中学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の保護者からの訴え ・ 学級担任が発見 ・ 本人からの訴え ・ アンケート等学校の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の保護者からの訴え ・ アンケート等学校の取組 ・ 本人からの訴え ・ 学級担任以外の教職員が発見

3 いじめの主な様態

小学校	中学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷やかしやからかい ・ 悪口や嫌なことを言われる (LINE やネットゲームも含む) ・ 軽くぶつかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷やかしやからかい ・ 仲間外し ・ 軽くぶつかる

○今治市青少年問題協議会条例

平成17年 1月16日

条例第18号

改正 平成26年 3月26日条例第 4号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、今治市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

2 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 関係行政機関の職員のうちから任命された会長及び委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の会長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員(会長を含む。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

附 則 (平成26年 3月26日条例第 4号)

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

○地方青少年問題協議会法（抜粋）

（昭和二十八年七月二十五日）

（法律第八十三号）

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。